

# 梅ヶ枝中央会計

## 金融検査マニュアルにおける資金調達のポイント(2 期連続赤字・事業計画の達成度等)

Q 事業計画を策定していますが、金融機関の融資に関するポイントは？

A 「金融検査マニュアル」での、2 期連続赤字・事業計画の達成度等についての記載があり、信用ランクと自己査定の関係の把握がポイントです。

### 【金融検査マニュアルにおける自己査定と信用ランクの関係】

信用格付・債務者区分・標準貸出金利の関係(例示)

信用格付 (信用ランク)	債務者区分		標準貸出 金利
1	超優良		低
2~6	良好~平均水準	正常先	
7~8	平均水準以下		
9	その他要注意先	要注意先	
10	要管理先		
11		破綻懸念先	高
12		実質破綻先	
13		破綻先	

破綻懸念先に分類された瞬間に、融資姿勢に重要な影響

要注意先より正常先へのランクアップが重要

- ・中堅／中小企業の多くは、信用格付、債務者区分が「正常先」の下位、または、「要注意先」に区分されているといわれている。
- ・「要注意先」以下は、金融機関の引当率が大きく異なるため、「要注意先」以下では、新規借入が難しくなる傾向にあるといわれている。

金融検査マニュアル上、正常先・要注意先・破綻懸念先は、当該マニュアル(含む中小企業編)の解釈により、逆説的に、数値基準の解釈が可能。一般的には、数値基準等で形式的に債務者区分を判定し、その後、融資先毎の実態に応じて、実質基準でランクアップを行うと言われていいます。

債務者区分	「自己査定基準の適切性の検証」欄
要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。
破綻懸念先	破綻懸念先とは、(中略)をいう。 具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、(中略)をいう。

### 【2 期連続赤字のポイント】

2 期連続赤字の場合、要注意先になる可能性が高い状況です。したがって、事業計画策定時の損益の検討が必要です。

ただし、一般に、非現金支出項目の特別損失(固定資産の売却損等)は考慮されません。

(事例 1 抜粋)

売上の減少により連続赤字を計上し、債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済財源が認められず、要注意先以下の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。

(事例 8 抜粋)

債務者は 3 期連続で赤字、大幅な債務超過に陥っている状況にあることから、今後、返済能力の改善が見込めないならば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。

### 【新規事業計画の達成度】

創業赤字であっても、当初事業計画での黒字化が 5 年以内かつ売上高等・当期利益が事業計画に比して 7 割以上確保できる事業計画の策定できると正常先として考慮されます。

創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。(中略)  
具体的には、黒字化する期間が原則として概ね 5 年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね 7 割以上確保されている債務者をいう。

### 【実質長期借入金のポイント】

「キャッシュ・フローによる債務償還能力」が考慮され、事業計画策定時の借入金のみならず、実質長期借入金 ÷ キャッシュ・フローによる償還年数の検討が必要です。「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針(平成二十三年財務省・経済産業省告示第三号)」では 10 年

要返済債務		実質長期借入金	
売上債権	仕入債務	売上債権	仕入債務
	短期借入金		短期借入金
棚卸資産	長期借入金	棚卸資産	長期借入金
その他流動資産		その他流動資産	
固定資産		固定資産	
	社債		社債
	その他固定負債		その他固定負債
	純資産の部		純資産の部

÷ キャッシュ・フロー (当期利益に減価償却など非資金項目を調整)